

大阪府高速道路交通警察隊達3号

大阪府高速道路交通警察隊運用細則を次のように定める。

平成25年 8月26日

大阪府高速道路交通警察隊長
警 視 上 村 満

大阪府高速道路交通警察隊運用細則

大阪府高速道路交通警察隊運用細則(平成17年大阪府高速道路交通警察隊達第1号)の一部を改正する。

(目的)

第1条 この細則は、高速道路交通警察隊運営規程(昭和46年6月1日本部訓令第25号、以下「運営規程」という。)第16条に基づき、高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。)の効率的運用を図るために必要な事項を定めるものである。

(隊の組織)

第2条 中隊は、第一中隊から第五中隊の5個中隊編成とする。

2 第一中隊、第二中隊及び第四中隊には、交通捜査小隊を置く。

3 隊本部に隊付[■]人を置き、それぞれ次の係を分担させるものとする。

隊 付	計 画 係 ・ 基 地 局
隊 付	送 致 係 ・ 交 通 捜 査 係

4 隊の組織は、別表第1のとおりとする。

(中隊の勤務拠点)

第3条 各中隊の勤務拠点は、次のとおりとする。

中 隊	勤 務 拠 点	所 在 地
第一中隊	近畿吹田分駐所	茨木市大字小坪井
第二中隊	阪神四ツ橋分駐所	大阪市西区南堀江1丁目
第三中隊	西名阪藤井寺分駐所	藤井寺市小山9丁目
第四中隊	阪神泉大津分駐所	泉大津市新港町
第五中隊	近畿貝塚分駐所	貝塚市馬場字サスラ

- 2 中隊長及び隊員は、原則としてそれぞれの勤務拠点に出勤し、勤務終了後は当該勤務拠点から退出するものとする。

(部制勤務)

第4条 隊本部基地局勤務の隊員及び各中隊の隊員(交通捜査小隊員を除く。)は、3部制勤務とする。

- 2 3部制勤務の隊員の編成は、次のとおりとする。

第 1 部	隊本部基地局第一係及び第一小隊
第 2 部	隊本部基地局第二係及び第二小隊
第 3 部	隊本部基地局第三係及び第三小隊

(勤務形態)

第5条 3部制勤務の隊員の勤務は、一般勤務と特別勤務とする。

- 2 一般勤務は、あらかじめ定められた勤務の割り振りに基づいて行う次の勤務をいう。

(1) 隊外勤務

交通機動警ら及びインターチェンジ勤務並びに交通事故事件の処理に当たる勤務

(2) 隊内勤務

書類整理及び車両整備勤務

(3) 基地局勤務

基地局において、主として無線自動車、本部通信指令室、近畿管区警察局高速道路管理室(以下「管理室」という。)等との無線及び有線通信業務及び指令業務に従事する勤務

- 3 特別勤務は、一般勤務以外のおおむね次の勤務をいう。

(1) 緊急配備、警衛・警護、その他特に必要とされる事案処理に従事する勤務

(2) 隊長の指示、命令にかかる特命事項に従事する勤務

(勤務時間割等)

第6条 3部制勤務の隊員(中隊小隊長(以下「小隊長」という。)を除く。)の勤務時間割は、別表第2のとおりとする。

2 小隊長の活動時間の基準は次表のとおりとする。

勤務種別		区分	点検・指示 教養等	隊外勤務	隊内勤務
第一 当 務	全員教養日				
	全員教養日 以外の日				
第二当務					

(勤務例)

第7条 毎日勤務者の勤務例は、別表第3のとおりとする。

2 3部制勤務の隊員(小隊長を除く。)の勤務例は、別表第4のとおりとする。

3 小隊長については、勤務例を定めず隊員の勤務時間等に対応させる形で小隊長勤務指定簿(別記様式第1号)により指定するものとする。

(週休指定等)

第8条 毎日勤務者の週休指定については別記様式第2号により、3部制勤務者の勤務出方及び週休指定については別記様式第3号により、毎月指定するものとする。

(勤務計画)

第9条 運営規程第7条に基づく毎月の勤務計画は、次の事項に配意して策定し、交通部長(交通指導課)に報告するものとする。

- (1) 交通事故の発生状況、時期的な交通情勢等を勘案した勤務重点の設定
- (2) 道路の保守・管理、その他道路管理者の行う道路に関する諸事業
- (3) 近畿管区警察局高速道路管理官及び関係警察署長の要請等
- (4) 隣接府県高速隊との連携及び相互支援

(幹部会議)

第10条 次により開催し、勤務計画の推進及び交通指導取締状況、交通事故事件の発生状況、隊員の士気高揚、その他当面する諸問題について検討するとともに、その結果を勤務計画及び各種施策に反映させるものとする。

- (1) 中隊長会議 毎週1回以上
- (2) 小隊長会議 毎月1回以上

(教養訓練)

第 11 条 隊員に対する教養訓練を次により行い、隊員の資質を高めるとともに勤務実績の向上、各種事故防止等に努めるものとする。

(1) 全員教養

勤務計画で教養日を指定し、月 1 回以上実施する。

(2) 常時教養

各級幹部は、職務倫理、実務関係、その他必要なテーマを設定し、若しくは話題とした教養を、勤務交代時をはじめ、グループ検討会、各種機会を捉えて積極的に行う。

(3) 新隊員訓練

異動により転入してきた警部補以下の隊員に対し、高速道路における機動取締技術等を修得させるための教養訓練を別途計画により実施する。

(車両等の整備)

第 12 条 大阪府警察車両管理規程(平成 13 年本部訓令第 14 号)に基づく車両等の取扱補助者、整備補助者及び車両担当者(以下「取扱補助者等」という。)は、次のとおり指定する。

(1) 取扱補助者 隊付及び各中隊長

(2) 整備補助者 庶務係長及び各小隊長

(3) 車両担当者 車両ごとに別途指示

2 各分駐所に配置する車両の鍵の保管は、 が行うものとする。

3 速度取締りに使用する車両については、取扱補助者等において、定期的に速度計の検査を実施し、その結果を速度計検査実施結果表(別記様式第 4 号)により隊長報告するとともに、所要の期間保管しておくこと。

(機動警ら区等)

第 13 条 各中隊が受け持つ機動警ら区は、別表第 5 のとおりとする。

2 交通捜査小隊が受け持つ交通事故捜査担当区については、別表第 6 のとおりとする。

(機動警ら勤務)

第 14 条 機動警らは、受け持ち機動警ら区内の道路を乱線警らするものとする。

2 機動警ら勤務に際しては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 出発・帰隊及び事件事故等の処理に当たる場合には、その都度、基地局に連絡する。

(2) 常時、警ら区内の気象状況、路面や安全施設の状況、一般車両の走行状況等の交通状況及び道路環境に気を配り、異常を認めた場合には、基地局

に連絡(即報)するとともに、必要な措置を講ずる。

(インターチェンジ勤務)

第15条 インターチェンジ勤務の勤務要点は、別表第7のとおりとする。

2 インターチェンジ勤務に際しては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 複数で従事する。

(2) 交通監視又は検問を実施して交通違反の取締りを行うほか、職務質問を積極的に行って犯罪の予防・検挙に努める。

(3) 車載マイクを有効に活用して、交通安全広報活動を適宜実施する。

(基地局勤務)

第16条 通信勤務、指令業務等に従事するほか、次の事務を担当するものとする。

(1) 特異重大事故・事件発生時における初動措置の統括

(2) 緊急配備計画の策定及び訓練の実施

2 基地局は常時開局し、無線通信の傍受、指令、手配、連絡等に即応できる態勢を保持するとともに、無線自動車の運用状況を無線自動車実態把握表(別記様式第5号)により、常に把握しておくものとする。

3 第2当務の基地局勤務員は、当該勤務日における中隊隊員の活動及び無線自動車の運用状況等を基地局勤務日誌(別記様式第6号)及び活動状況日報(別記様式第7号)並びに事案処理簿(別記様式第8号)に記録しておき、勤務終了後に隊長報告するものとする。

4 基地局勤務にあっては、通信指令室、交通管制センター、管理室及び道路管理者と密接な連携を保つとともに、隣接府県警察高速道路交通警察隊との情報交換、相互支援を活発に行うなどの連絡協調に配慮するものとする。

5 基地局担当の隊付は、隊長の承認を得て予め基地局勤務補助者を指定しておき、勤務者に事故が生じた場合に備えるものとする。

(事案の処理・引継)

第17条 隊員は、交通事故の発生を認知したとき又は指令等により交通事故現場に臨場したときは、負傷者の救護、危険防止のための交通規制等の第一的措置を講ずるほか、中隊長等の指揮を受けて現場保存、参考人の確保などの必要な措置及び捜査を行うものとする。

2 隊員は、交通違反又は交通事故事件等で被疑者の身柄を拘束した場合には引致後、速やかに隊長(執務時間外は当直責任者)の指揮を受けるものとする。

3 隊員は、交通警察以外の警察事案を認知し、取り扱った場合には速やかに中隊長(執務時間外は当直責任者)に報告し、その指揮を受けて発生地又は検挙地を管轄する警察署長(主担課)に引き継ぐものとする。

4 隊員が取り扱った交通違反事件及び交通事故事件の引継ぎは、次により行うものとする。

(1) 交通違反事件に関する書類(交通切符等)は交通違反事件引継簿(別記様式第9号)により送致係に引き継ぐ。

(2) 交通事故事件(交通捜査小隊が取り扱ったものは除く。)は交通事故事件引継簿(別記様式第10号)により送致係に引き継ぐ。

(中隊活動状況の報告)

第18条 中隊長は、毎月の活動状況を月間活動状況(別記様式第11号)にとりまとめて記載し、翌月3日までに隊長報告するものとする。

2 小隊長は、1勤務日における活動状況を小隊長業務日誌(運営規程別記様式第2号)にとりまとめ、勤務終了後、中隊長を経て隊長に報告するものとする。ただし、特異事案又は急を要する事項については、その都度、速やかに中隊長に(執務時間外は当直責任者)に報告するものとする。

(代行者の指定)

第19条 中隊長が不在の場合の代行者は、 とする。

2 中隊長は、小隊長を補佐する者として小隊長代理を指名するものとする。小隊長代理には人格すぐれた をもって充てる。

3 中隊長は、無線自動車の車長を指定するものとする。車長には原則として をもって充てる。

(当直責任者による統括指揮)

第20条 当直責任者は、執務時間外における事案処理を迅速適正に処理するため、第二当務の基地局勤務員及び各中隊隊員を統括指揮し、効果的な運用に努めるものとする。

(服装等)

第21条 中隊長及び中隊隊員は、原則として交通乗車服を着用して勤務し、隊外勤務に従事する際には乗車用ヘルメットを着装するものとする。

2 隊本部勤務員(職員を除く。)は、当直就勤時及び警衛・警護等に従事しパトカーに乗車する勤務に就く場合又は隊長から指示された場合には交通乗車服を着用、隊外勤務に従事する際は乗車用ヘルメットを着装するものとする。

3 隊員は、けん銃を着装して勤務するものとする。ただし、隊長が認めたときは、着装しなくてよい。

(異常気象時等における臨時交通規制)

第22条 異常規制時等における安全と円滑を図るため、吹田管理室及び交通管制センター等と連携の上、次に基いて臨時交通規制を実施する。

(1) 根拠

道路交通法第3条の2(警察署長の交通規制等)

同法第114条の3(高速自動車国道等における権限)

(2) 交通規制の種別

- 通行止め規制
- 速度規制

(3) 臨時交通規制の判断

事 象	判 断 基 準 等
交通事故	交通事故認知時、早期に速度規制を実施する。なお、重大事故発生時の通行止め規制については、迂回路の状況や滞留車両の排出要領についても検討すること。
道路工事又は道路作業	計画係からの連絡により実施するが、執務時間外にあっては、緊急作業連絡表又は電話による道路管理者からの報告に基づいて実施する。
異常気象 ・ 霧 ・ 凍結 ・ 降雪・積雪 ・ 強風 ・ 降雨 ・ 地震	道路管理者や警らパトからの情報等による別紙1の交通規制基準に基づいて実施するが、通行止め規制については、道路や交通の状況、時間帯あるいは気象予報の内容、あるいは一般道路等迂回路への影響についても勘案し、交通管制センター・吹田高速道路管理室・道路管理者と協議の上実施(終了)の判断を行うこと。 特に、通行止め規制の判断については、関係機関と調整すること。 ※ 関西空港連絡橋の通行止め規制については、関西空港警察署及び交通管制センターとの協議を確実にすること。
交通障害 ・ 故障車両 ・ 逆送 ・ 立ち入り ・ 落下物 ・ 交通渋滞	事象認知時早期に速度規制を実施するが、道路情報板による広報について道路管理者に要請すること。 逆送・立ち入りについては、吹田高速道路管理室や通信司令室等と連携し、早期に確保(保護)できるよう配慮すること。

(4) 配意事項

- 関係所属（機関）との連絡（報告）を密にすること。
- 渋滞後尾での追突事故や二次事故を防止するための対策を確実に講じること。
- 隣接府県警察高速隊との連携を図ること。
- 交通の影響を最小とするよう早期の規制解除に配慮すること。

(5) 報告

臨時速度規制を実施した場合は、速度規制の実施について（別記様式第13号）により隊長報告するとともに、社会的反響の大きいものや一般路への影響のあると思われる大規模な交通規制を実施した場合は、その都度本部関係所属に即報すること。

（分駐所備付け簿冊）

第23条 各分駐所に次の簿冊を置く。

- (1) 勤務表(運営規程別記様式第1号)
- (2) 小隊長業務日誌(運営規程別記様式第2号)
- (3) 交通違反事件引継簿（別記様式第9号）
- (4) 交通事故事件引継簿（別記様式第10号）
- (5) 交通反則切符・納付書交付台帳(大阪府警察交通反則通告事務取扱規程様式第9号)
- (6) 交通切符交付台帳（大阪府警察交通切符処理規程様式第14号）
- (7) 点数切符交付台帳（大阪府警察点数切符処理規程様式第4号）
- (8) 日常点検整備実施表(大阪府警察車両管理規程別記様式第4号)
- (9) 運転記録簿(大阪府警察車両管理規程別記様式第2号)
- (10) 速度計検査実施結果表（別記様式第4号）
- (11) 無線自動車勤務日誌(別記様式第12号)

（基地局備付け簿冊）

第24条 基地局に次の簿冊を置く。

- (1) 基地局勤務日誌（別記様式第6号）
- (2) 無線自動車実態把握表（別記様式第5号）
- (3) 事案処理簿（別記様式第8号）
- (4) 活動状況日報（別記様式第7号）
- (5) 緊急配備等実施簿(大阪府警察緊急配備等実施規程別記様式第1号)
- (6) 速度規制の実施について（別記様式第13号）

附 則

（施行期日）

この達は、平成17年10月1日から施行する。

この達は、平成18年10月20日から施行する。

この達は、平成19年 4月 1日から施行する。

この達は、平成20年 8月 1日から施行する。

この達は、平成21年 1月 1日から施行する。

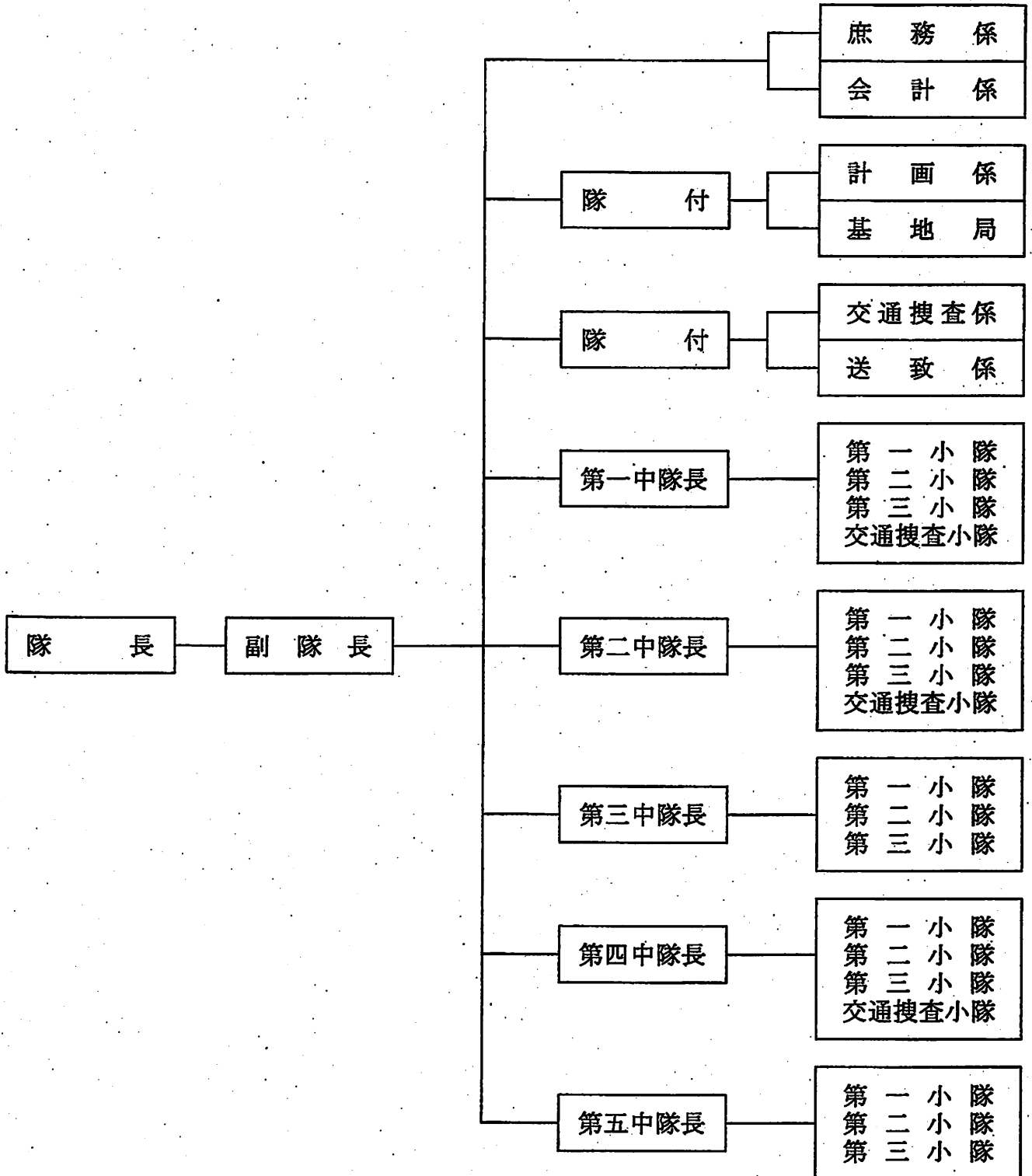
この達は、平成22年10月 1日から施行する。

この達は、平成25年 5月25日から施行する。

この達は、平成25年 9月 1日から施行する。

別表第1

隊の組織



別表第2

三部制勤務者の勤務時間

(単位) 時間 : 分

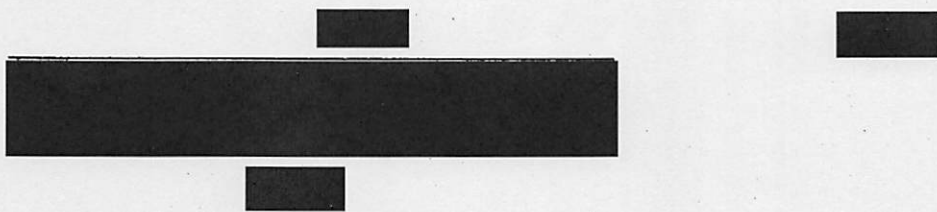
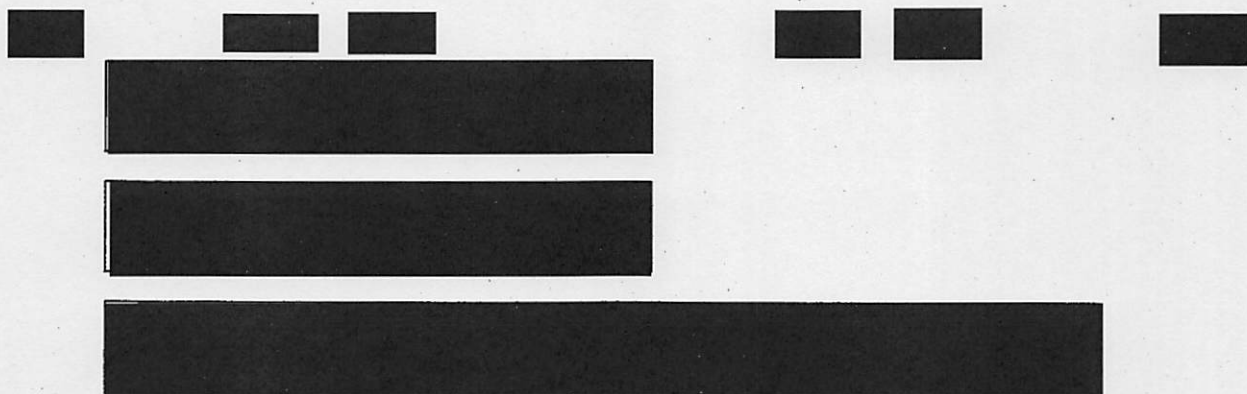
勤務 務 別	勤務 態 様	就 勤 時 刻	勤 務 終 了 時 刻	勤 務 時 間					計	休 憩 時 間
				点検 教養 交代	隊外勤務		隊内勤務			
					機 動 警 ら	I C 勤 務	在 所 勤 務	車 両 整 備		
第一当務勤務	全 員 教養日									
	全 員 教養日 以外の日									
第二当務勤務	中 隊									
	基 地 局									/
*備 考										

毎日勤務者の勤務例

▽ ■ 時間勤務日




▽ ■ 時間勤務日



▽ ■ 時間勤務日



凡 例

	休憩時間
---	------

平成17年10月1日

別表第4

○ 第二当務勤務例 (パトカー)

9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9



○ 第一当務勤務例

9 10 11 12 13 14 15 16 17 18



凡 例	
=====	警ら・通信勤務
-----	教 養
.....	書類整理・車両点検等

別表4(1)

部制勤務者の勤務例(取締小隊)

○第一当務日 (日勤日)

	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
教養日										
教養日 以外										

—— 教 養

..... 書類整理・車両点検

==== 警 ら

○第二当務日 (一昼夜勤務日)

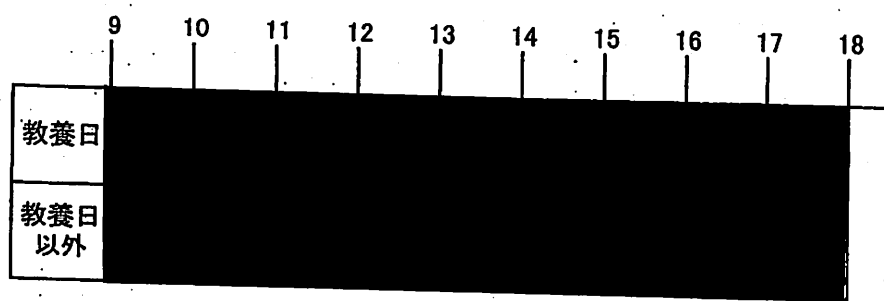
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

別表4(2)

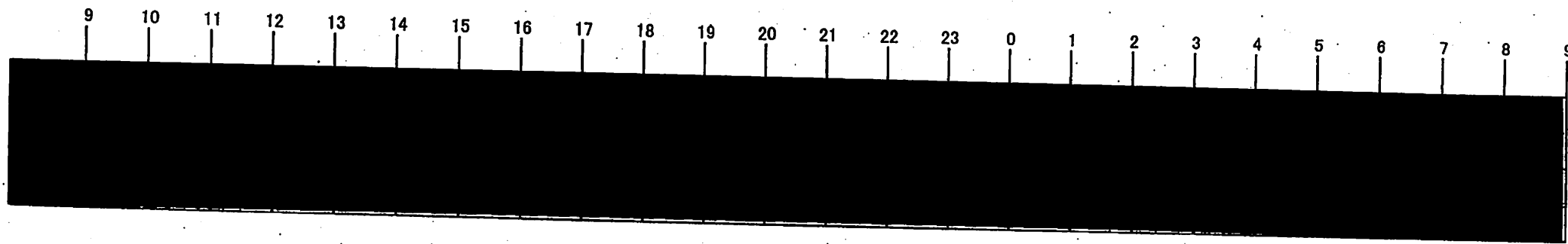
部制勤務者の勤務例(基地局)

○第一当務日 (日勤日)



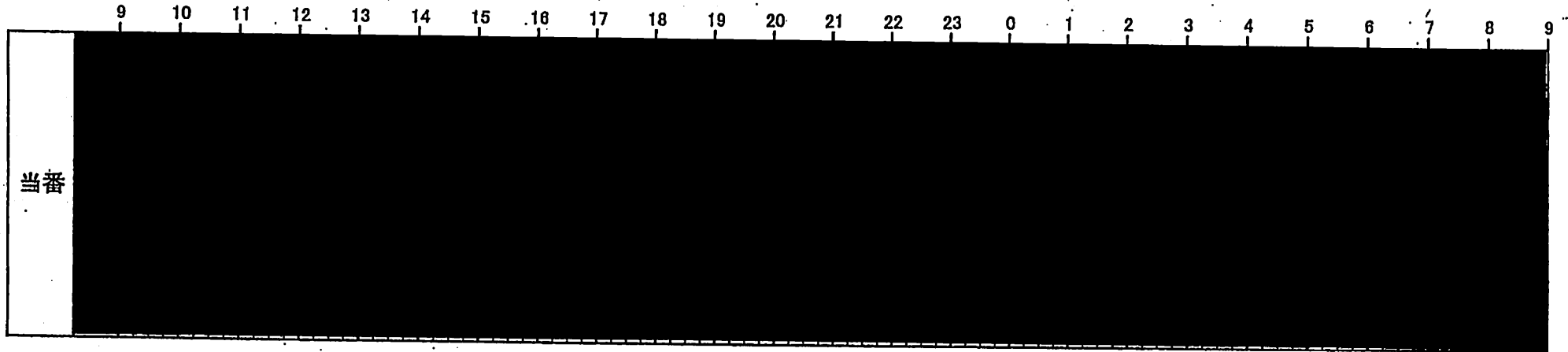
—— 教 養
..... 書類整理・車両点検
==== 通信勤務

○第二当務日 (一昼夜勤務日)

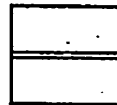
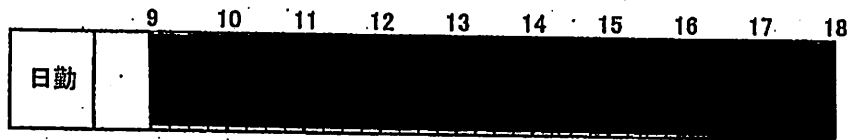


吹田管理室 勤務出方

○ 当務・非番日 勤務例



○ 日勤日 勤務例



勤務



休憩

【別表第5】

機 動 警 ら 区

中 隊	担 当 区 域	
	道 路 名	路 線 又 は 区 域
第 一 中 隊	名神高速道路	全線（京都府境から兵庫県境まで）
	近畿自動車道	吹田JCTから東大阪南ICまで
	中国自動車道	全線（吹田JCTから兵庫県境まで）
	阪神高速道路	11号池田線 福島Rから木部Rまで（蛍池線含む。）
	第二京阪道路	全線（京都府境から門真JCTまで）
第 二 中 隊	阪神高速道路	1号環状線 全線
		2号淀川左岸線全線 全線（北港から海老江JCT）
		3号神戸線 全線（阿波座から大和田）
		11号池田線 環状線から福島Rまで
		12号守口線 全線（森小路線含む。）
		13号東大阪線 西船場JCTから水走まで（井池線含む。）
		14号松原線 環状線から文の里Rまで
		15号堺線 全線（千日前線含む。）
		16号大阪港線 東船場JCTから波除Rまで（井池線含む。）
	17号西大阪線 全線	
第二阪奈道路	全線（西石切から奈良県境まで）	
国道26号高架部	安井町から石津川まで	
第 三 中 隊	近畿自動車道	東大阪南ICから松原JCTまで
	西名阪自動車道	全線（松原JCTから奈良県境まで）
	阪和自動車道	松原JCTから堺TB（旧堺TB）まで
	阪神高速道路	14号松原線 文の里Rから松原JCTまで
		6号大和川線 （三宅西入出路）
第 四 中 隊	関西国際空港線	泉佐野本線料金所からりんくうJCTまで
	阪神高速道路	2号淀川左岸線 北港JC
		4号湾岸線 全線
		5号湾岸線 全線（南港北から兵庫県境まで）
		16号大阪港線 波除Rから南港北まで
	関空連絡橋	全線
堺泉北有料道路	全線（堺JCTから助松JCTまで）	
第 五 中 隊	阪和自動車道	堺TB（旧堺TB）から和歌山県境まで
	関西国際空港線	泉佐野JCTから泉佐野料金所まで
	南阪奈道路	全線（美原JCTから奈良県境まで）

【別表第6】

交通事故捜査担当区

中 隊	担 当 区 域	
	道 路 名	路 線 又 は 区 域
第 一 中 隊	名神高速道路	全線（京都府境から兵庫県境まで）
	近畿自動車道	吹田JCTから松原JCTまで
	中国自動車道	全線（吹田JCTから兵庫県境まで）
	阪神高速道路	11号池田線 福島Rから木部Rまで（蛍池線含む。）
	第二京阪道路	全線（京都府境から門真JCTまで）
第 二 中 隊	阪神高速道路	1号環状線 全線
		2号淀川左岸線 全線（北港JCから海老江JCT）
		3号神戸線 全線（阿波座から大和田）
		11号池田線 環状線から福島Rまで
		12号守口線 全線（森小路線含む。）
		13号東大阪線 西船場JCTから水走まで（井池線含む。）
		14号松原線 全線
		15号堺線 全線（千日前線含む。）
		16号大阪港線 東船場JCTから波除Rまで（井池線含む。）
	17号西大阪線 全線	
	第二阪奈道路	全線（西石切から奈良県境まで）
国道26号高架部	安井町から石津川まで	
第 四 中 隊	西名阪自動車道	全線（松原JCTから奈良県境まで）
	阪和自動車道	全線（松原JCTから和歌山県境まで）
	関西国際空港線	全線
	阪神高速道路	2号淀川左岸線 北港JCT
		4号湾岸線 全線
		5号湾岸線 全線（南港北から兵庫県境まで）
		6号大和川線（三宅西入路）
	16号大阪港線 波除Rから南港北まで	
関空連絡橋	全線	
南阪奈道路	全線（美原JCTから奈良県境まで）	
堺泉北有料道路	全線（堺JCTから助松JCTまで）	

別表第7

インターチェンジ勤務要点

路線	要点																
名神高速道路	豊中IC、吹田IC、茨木IC、吹田SA																
近畿自動車道	東大阪JCT、東大阪北入・出路、大東鶴見入・出路、門真入・出路 摂津北入・出路、摂津南入・出路																
中国自動車道	中国吹田IC、中国豊中IC、中国池田IC																
阪神高速道路	池田入・出路、空港入・出路、豊中北入・出路、豊中南入・出路、 加島入路、塚本入路、福島出路																
阪神高速道路	<table border="0"> <tr> <td>1 環状線</td> <td>四ツ橋入路、信濃橋入・出路、土佐堀出路 堂島入路、北浜出路、高麗橋入路、本町出路 長堀入路、道頓堀出路、夕陽丘出路、湊町入路、 なんば出路</td> </tr> <tr> <td>2 空港線</td> <td>梅田入路、中之島入路、福島入路</td> </tr> <tr> <td>3 守口線</td> <td>南森町入・出路、長柄入・出路、守口入・出路 扇町出路、都島入路、城北出路</td> </tr> <tr> <td>4 森小路線</td> <td>森小路入・出路</td> </tr> <tr> <td>5 松原線</td> <td>天王寺出路、阿倍野入路、文の里入路</td> </tr> <tr> <td>6 西宮線</td> <td>大和田入・出路、姫島入・出路、海老江入路、 中之島入・出路</td> </tr> <tr> <td>7 東大阪線</td> <td>水走入・出路、長田入・出路、中野入・出路、 東大阪JCT、森ノ宮入・出路、法円坂入・出路、 本田入路、九条出路、阿波座入路</td> </tr> <tr> <td>8 堺線</td> <td>本堺料金所、住之江入・出路、玉出入・出路、 津守入・出路、芦原出路、汐見橋入路</td> </tr> </table>	1 環状線	四ツ橋入路、信濃橋入・出路、土佐堀出路 堂島入路、北浜出路、高麗橋入路、本町出路 長堀入路、道頓堀出路、夕陽丘出路、湊町入路、 なんば出路	2 空港線	梅田入路、中之島入路、福島入路	3 守口線	南森町入・出路、長柄入・出路、守口入・出路 扇町出路、都島入路、城北出路	4 森小路線	森小路入・出路	5 松原線	天王寺出路、阿倍野入路、文の里入路	6 西宮線	大和田入・出路、姫島入・出路、海老江入路、 中之島入・出路	7 東大阪線	水走入・出路、長田入・出路、中野入・出路、 東大阪JCT、森ノ宮入・出路、法円坂入・出路、 本田入路、九条出路、阿波座入路	8 堺線	本堺料金所、住之江入・出路、玉出入・出路、 津守入・出路、芦原出路、汐見橋入路
1 環状線	四ツ橋入路、信濃橋入・出路、土佐堀出路 堂島入路、北浜出路、高麗橋入路、本町出路 長堀入路、道頓堀出路、夕陽丘出路、湊町入路、 なんば出路																
2 空港線	梅田入路、中之島入路、福島入路																
3 守口線	南森町入・出路、長柄入・出路、守口入・出路 扇町出路、都島入路、城北出路																
4 森小路線	森小路入・出路																
5 松原線	天王寺出路、阿倍野入路、文の里入路																
6 西宮線	大和田入・出路、姫島入・出路、海老江入路、 中之島入・出路																
7 東大阪線	水走入・出路、長田入・出路、中野入・出路、 東大阪JCT、森ノ宮入・出路、法円坂入・出路、 本田入路、九条出路、阿波座入路																
8 堺線	本堺料金所、住之江入・出路、玉出入・出路、 津守入・出路、芦原出路、汐見橋入路																
西名阪自動車道	松原JCT、松原IC、藤井寺IC、柏原料金所																
近畿自動車道	東大阪南入・出路、八尾入・出路、八尾本線料金所、長原入・出路																
阪和自動車道	松原JCT、堺JCT																
阪神高速道路	1 松原線 駒川入・出路、平野入・出路、喜連瓜破入・出路、 文の里出路																
関西国際空港線	りんくうJCT、泉佐野料金所																
阪神高速道路	<table border="0"> <tr> <td>1 東大阪線</td> <td>天保山入・出路、波除出路</td> </tr> <tr> <td>2 湾岸線</td> <td>中島料金所、南港北入・出路、南港南入・出路、 中島PA、三宝入・出路、出島入・出路、貝塚入・ 出路、高石料金所、泉大津料金所、泉大津PA、 大浜出路、岸和田南入・出路、岸和田北入・出路、 泉佐野北入・出路、泉佐野南入・出路</td> </tr> </table>	1 東大阪線	天保山入・出路、波除出路	2 湾岸線	中島料金所、南港北入・出路、南港南入・出路、 中島PA、三宝入・出路、出島入・出路、貝塚入・ 出路、高石料金所、泉大津料金所、泉大津PA、 大浜出路、岸和田南入・出路、岸和田北入・出路、 泉佐野北入・出路、泉佐野南入・出路												
1 東大阪線	天保山入・出路、波除出路																
2 湾岸線	中島料金所、南港北入・出路、南港南入・出路、 中島PA、三宝入・出路、出島入・出路、貝塚入・ 出路、高石料金所、泉大津料金所、泉大津PA、 大浜出路、岸和田南入・出路、岸和田北入・出路、 泉佐野北入・出路、泉佐野南入・出路																
阪和自動車道	堺JTC、堺本線料金所、堺IC、岸和田和泉IC 泉佐野JCT、泉南IC、阪南IC、岸和田SA																
南阪奈道路	美原IC、美原東IC、太子IC、羽曳野東IC、 羽曳野IC																

注：1 JCTとは、ジャンクションをいう。
 2 SAとは、サービスエリアをいう。
 3 ICとは、インターチェンジをいう。
 4 PAとは、パーキングエリアをいう。

隊長	副隊長	補佐

基地局勤務日誌	平成 年 月 日	記 録
	(曜・天候)	

勤 務 員	氏 名	出 方	就勤時間	終了時間	備 考
			:	:	
			:	:	
			:	:	
			:	:	

勤 務 表	時間	通 信	書類整理	休 憩	備考	時間	通 信	書類整理	休 憩	備考
	9	-----	-----	-----	-----	-----	2 2	-----	-----	-----
10	-----	-----	-----	-----	-----	2 3	-----	-----	-----	-----
11	-----	-----	-----	-----	-----	0	-----	-----	-----	-----
12	-----	-----	-----	-----	-----	1	-----	-----	-----	-----
13	-----	-----	-----	-----	-----	2	-----	-----	-----	-----
14	-----	-----	-----	-----	-----	3	-----	-----	-----	-----
15	-----	-----	-----	-----	-----	4	-----	-----	-----	-----
16	-----	-----	-----	-----	-----	5	-----	-----	-----	-----
17	-----	-----	-----	-----	-----	6	-----	-----	-----	-----
18	-----	-----	-----	-----	-----	7	-----	-----	-----	-----
19	-----	-----	-----	-----	-----	8	-----	-----	-----	-----
20	-----	-----	-----	-----	-----	9	-----	-----	-----	-----
21	-----	-----	-----	-----	-----	10	-----	-----	-----	-----

校長	副校長	中隊長

平成 年 月 日 曜
 活動時間： 時 分 至 時 分
 活動場所： 小学校 第 小隊 第 班

活動状況日報

区分	人員			活動時間			活動場所			活動内容			活動結果			その他		
	出席	欠席	不明	開始	終了	備考	場所	時間	内容	結果	備考	その他	備考	その他	備考	その他		
第一中隊																		
第二中隊																		
第三中隊																		
第四中隊																		
第五中隊																		
合計																		

第一中隊
 第二中隊
 第三中隊
 第四中隊
 第五中隊

その他

交 通 部 長 殿

一般(高速)第 号
平成 年 月 日

高速道路交通警察隊長

速度規制の実施について

次のとおり実施したので報告します。

認知時間	平成 年 月 日 時 分		
端 緒	<input type="checkbox"/> 110番 <input type="checkbox"/> 吹管 <input type="checkbox"/> 阪神 <input type="checkbox"/> 湾岸 <input type="checkbox"/> 府公社 <input type="checkbox"/> PC <input type="checkbox"/> 計画		
規制理由	事故・工事・雨・風・霧・地震・雪・凍結・薬剤散布・その他()		
	道路の状況	湿潤・冠水・積雪・その他()	
規制日時	開始	平成 年 月 日 時 分	
	解除	平成 年 月 日 時 分	
規制場所	<input type="checkbox"/> 名神 <input type="checkbox"/> 中国 <input type="checkbox"/> 西名阪 <input type="checkbox"/> 阪和 <input type="checkbox"/> 近畿 (右・左ルート) <input type="checkbox"/> 関西空港道 <input type="checkbox"/> 関空連絡橋 <input type="checkbox"/> 第二京阪 <input type="checkbox"/> 南阪奈 <input type="checkbox"/> 堺泉北道 <input type="checkbox"/> 湾岸線(湾・岸) 上り・下り・上下 KP・IC ~ KP・IC		
速度規制内容	<input type="checkbox"/> 高速国道 <input type="checkbox"/> 第二京阪・南阪奈 <input type="checkbox"/> 連絡橋 <input type="checkbox"/> 湾岸線 <input type="checkbox"/> 南阪奈・堺泉北道(府公社管理道)	規制速度	<input type="checkbox"/> 60 km/h <input type="checkbox"/> 50 km/h <input type="checkbox"/> 40 km/h
規制時交通量	通常・多い		
規制時渋滞等	無・有()		
道路管理者	<input type="checkbox"/> 西日本高速道路(株) <input type="checkbox"/> 阪神高速道路(株) <input type="checkbox"/> 大阪府道路公社	道路管理者への通報	有・無
備 考			

隊長		副隊長		中隊長														
小隊長業務日誌 第 中隊 第 小队										年 月 日 作成者 階級 氏名		曜日・天候						
出勤状況	総員	出勤	事故人員		事故者氏名		総車両			実動車両			休車等					
	人	人	週年 その計	休 休 他 の計	人	人	人	人	人	白 覆 そ の計	黒 面 他 の計	台 台 台 台	台 台 台 台	白 覆 そ の計	黒 面 他 の計	台 台 台 台		
指示 下 命	中隊長指示等																	

活動 状 況 等	交通事故等	総件数		種 別				特異事故等 (多重・トンネル・その他)										
		件	人身		物損		人 件											
	交通違反		速度30以上	酒酔い等	無免許等	速度30以下	路側通行	進路変更	車間距離	整備不良	高速厳守	通行帯	積 載	そ の 他	ベ ル ト	整 備 通 告	飲 酒 警 告	そ の 他
件数																		
記 事 等	-----																	

引継事項等	-----														引継者		受理者	

(四輪車用)

(裏)

日常点検整備の法的根拠		道路運送車両法第47条の2及び大阪府警察車両管理規程第17条
点検箇所	点検のポイント	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	ペダルを一杯に踏み込んだとき床板とのすき間(踏み残りしろ)及び踏みごたえが適当であるかを点検すること。 床板とのすき間が少なくなっているとき又は踏みごたえが柔らかく感じるときは、ブレーキ液漏れ又は空気の混入によるブレーキのきき不良若しくは片ぎきのおそれがある。
	駐車ブレーキ・レバー	レバーを一杯に引いたときに引きしろが多すぎたり、少なすぎたりしていないかを点検すること。
	燃料装置	エンジン・スイッチを入れるなどして、燃料計により燃料が十分あるかを点検すること。
	空気圧力計	エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合が極端に遅いなどの異状はないか、また、空気圧力計の表示に示された範囲内にあるかを点検すること。
	ブレーキ・バルブ	ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であるかを点検すること。
	後写鏡	運転席から見て、後方及び側方の状況が十分に確認できるかを点検すること。
	反射鏡	運転席から見て、車の直前及び直左の状況が十分に確認できるかを点検すること。
エンジン・ルームの点検	サイレント	サイレン・スイッチ又はサイレン音が正常であるかを点検すること。
	座席ベルト	座席ベルトの取付金具又はベルトに損傷がないかを点検すること。
	ブレーキのリザーバ・タンク	リザーバ・タンク内の液量が規定の範囲(MAX-MIN)にあるかを点検すること。
	バッテリー	液の量が適当であるか、また、ターミナルの接続部に緩みがないかを点検すること。
	パワー・ステアリングのリザーバ・タンク	パワー・ステアリングのリザーバ・タンク内の液量を点検すること。
	ラジエータ等の冷却装置	1 リザーバ・タンク内の水量が規定の範囲(MAX-MIN)にあるかを点検すること。 2 ラジエータ、ラジエータ・ホース等から水漏れがないかを点検すること。
	ファンベルト等	各種ベルトに損傷がないか、また、ベルトの中央部を手で押したときにベルトが少したわむ程度であるかを点検すること。
車の周りからの点検	潤滑装置	エンジン・オイルの量がオイル・レベル・ゲージで示された範囲内にあるかを点検すること。
	ワイパー・ゴム	ワイパー・ゴムの損傷等がないかを点検すること。
	灯火装置方向指示器	1 エンジン・スイッチを入れ、前照灯、尾灯、番号灯、制動灯、車幅灯等の灯火装置及び方向指示器の点灯・点滅具合が不良でないかを点検すること。 2 レンズ等に汚れ又は損傷がないかを点検すること。
	赤色警告灯	赤色警告灯の点灯・回転具合が不良でないかを点検すること。
	タイヤ	1 タイヤの接地部のたわみの状態により、空気が不足していないかを点検すること。 2 タイヤの接地面及び側面に著しいき裂又は損傷がないかを点検すること。 3 タイヤの接地面が異状に摩耗していないかを点検すること。 4 タイヤの接地面及び側面に、くぎ、石等の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないかを点検すること。 5 溝の深さが適当かどうかは、ウェア・インジケータ(摩耗限度表示)が出ているかどうかで判定すること。
	エア・タンク	ドレンコックを開いて、タンクに水がたまっていないかを点検すること。
	運行時における異状箇所	運行時に異状を認めた箇所について、運行に支障がないかを点検し、支障のある場合は、整備管理者等に連絡すること。

緊急配備等実施簿

署長	副署長 (次長) 副隊長	課長 中隊長	課長代理						
事件名				作成者					
発生日時	年 月 日 () 時 分			ごろ	天候				
発生場所	(警察署管内)								
種 別	発 令 時 刻			解 除 時 刻					
1 配 備	日 時 分			日 時 分					
2 配 備	日 時 分			日 時 分					
3 緊急警戒	日 時 分			日 時 分					
伝達方法	発 令 時 伝 達 (伝 達 者)			解 除 時 伝 達 (伝 達 者)					
有 線	:	()	:	()	:	()	:	()	
無 線	:	()	:	()	:	()	:	()	
放 送 等	:	()	:	()	:	()	:	()	
事件の概要									
犯人関係									
	(逃走手段)				(逃走方向)				
被害者関係									
	(被害現金)				(その他)				
	(負傷部位)				(負傷程度)				
警戒員の課等	総 務 会 計	生 活 安 全	地 域			刑 事	交 通	警 備	合 計
			第1当務	第2当務	その他				
人数									
車両									